



でございますから、中央にこの種の問題を持ち込まれた場合におきましては、その点を一つぜひお考えになっておいていただきたい、かように考えるのでございます。

それから第二の問題といたしまして、いわゆる従来の指定遠洋漁業者が現行法では当然に許可が継続するの、改正法によりましては、すべてが一度切れて、そうして新たに許可になる、こういうことにつきまして非常に不安を持っておったのでございますが、この点につきましては、私どもとしては漁業者が適格性がある、まじめにやっておる、そういうような漁業者に対しては、漁業法がどうあろうとも、やっぱり仕事を継続してやらせる、こういうようなことが必要である、かように考える次第でございますが、継続許可、このことを削られた改正漁業法といたしましては、その点に対する処置をどういう意味でどういうようにされたか、ここで一つ明確にしておいていただきたいのでございます。

○伊東政府委員 今の御質問の点でございますが、最初の補償の問題は、先生のおっしゃる通りでございます。電源開発の補償方式も、先生のおっしゃいましたように、権利の補償ということじゃなくて、過去にどういう所得があったかというのを基礎にして補償いたしております。先生のおっしゃる通りでございますので、十分善処いたします。

それから御質問の従来五十九条にありました継続許可の問題を今度は許可につきましては一斉更新をとるといふようなことを考えまして、その時点で立つて、資源保護あるいは漁業調整

上、この許可漁業全部についてどうするのだ、そしてどういうワクを考えたらいのかというようなことで、一斉更新の制度をとりました関係上、この五十九条を改正いたしましたことは、先生おっしゃった通りでございます。

ただ、おっしゃいましたように、過去の実績者全員に、平穩に漁業法に違反なくやっておりますものにつきましては、新しい許可についても当然許可がいくようにして、経営の安定をはかっていくという意味からしまして、今度の改正法の五十八条に、許可をい

たしますときにはワクの公示をするというのを考えております。その公示をする場合にどういうことを考えて公示するかといふ点と、水産動植物の繁殖保護でございますとか、漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内で、かつ今まで当該指定漁業を営んでいた人の数とかその経営の状態、そういうものも、資源保護とか漁業調整につけ加えて頭に入れて数の公示をするというので、公示をしますときにまずそのことを考えております。それから、その公示に基づきまして許可をするわけでございますが、五十八条の二の三項で、そういう従前から漁業を営んでいた人が同一内容の申請をしてきたという場合に、当然、ワクがあるという場合には、他の申請に優先して許可をしなければならぬというう

うな規定を入れます。やはり実績者につきましては優先して考えていくのだということを、公示の際と、それから公示に基づく許可の際と、両方で規定を入れます。法律は改正しましたが、極力経営に不安なからしめるようにするというような規定を入れたわけ

でございます。

○田口(長)委員 今のお話によりまして、いわゆる新規の許可に全部してしまふのであるが、その新規の場合において、漁業法上において実績尊重というやうな意味において許可の際優先的に許可するというやうな、そういう問題について十分配慮しておる、こういうやうなお話でございます。そうなりますと、従来の方法とほとんど変わらぬ、こういうふうになる次第でございます。それから、その点は了承ができ

ると思ふのでございます。次にいろいろ問題になりましたのは、母船式漁業における独航船の地位の問題でございますが、現行法では、母船及びその付属船——その付属船といふことで独航船を片づけておるのでございますが、独航船側の言い分としては、漁船といふものは魚をとる船が漁船じゃないか、従いまして、いいてそのどれが本体かといふことになれば、母船よりも独航船の方がほんとうの漁船である、従いまして、現在サケ、マスの母船式漁業におきまして母船及びその付属船といふことでは困る、また今日の許可の出し方は、母船にだけ出して、そうして独航船に許可証を渡してはいない。従って、自分の船がどうも許可になったらしい、こういう程度まではわかるけれども、はたして真に許可になったか知らないかといううことは、なかなかわからない。こういうことがひいて金融その他にも関係してくるのだ、こういうやうな議論が非常に盛んであります。さような点から、水産庁といたしましては、この独航船の定義、あるいは独航船の自主性、そういうやうなものを考慮されま

して、今回の改正で思い切つてその点を非常に明確にされた次第でございます。ただこの鮭鱒の母船式漁業といふものは、いわゆる船団になって初めて仕事ができる。従いまして、独航船個々の自主性は尊重しなければならぬが、船団であるといふその前提のもとでなければ、漁業の組み合わせというものがすっかりこわれてしまふ、かように考える次第でございます。この独航船の処置及び船団のワクの内における許可、こういうやうな問題につきまして、改正漁業法はどういう御配慮されておりますか、その点を明確に

いたしたいと思いますのでございます。○伊東政府委員 今御質問でございますが、現在の法律では、先生が今御指摘になりましたように、独航船等の地位が法律的に若干不安定といふますか、そういうことがあったことはいないません。御承知のように、母船式漁業は許可を受けると、そのあとでそれに使います母船と、それから付属船の使用承認というのを役所の方に出示していきまして、その承認を受けまして、どの母船、どの独航船を使うというやうな形に、法律的にはなっているわけでございます。それで今度の法律におきましては、五十二條で、独航船といふますか、その付属船の定義も、母船と一体として漁業を行なうというやうなことで、法律上の地をはっきりいたしました。母船及び独航船ごとに主務大臣の許可を受けるといふやうなことにしたわけでございます。しかしさういたしますと、先生のおっしゃいますように、ばらばらな許可になつて、その組合せは自由だということになりますと、これまた問題でございます。

ので、同じ五十二條の中で、母船が許可を受けようと思ひます場合には、自分の母船と一緒にして当該漁業に従事する独航船といふものをきめまして、母船はこういう独航船を使うんだといふことを書いて許可をもらふ。今度は独航船にありましては、自分がどの母船と一体になって漁業をしているんだという母船をきめまして、その母船がきまった上で、初めて独航船としての許可をもらふというやうなことにいたしました。所屬関係といふますか、一体となつて漁業関係をする両者の関係は、許可面ではききりできる事

態にならなければ、許可できないといふことになりました。先生が御心配になるやうなことになるやうに、両方とも独航船も確定して、独航船の許可の場合には母船も確定して、初めて、その後には許可を出すというやうなことにしまして、混乱は起きないというやうな手当てをしたわけでございます。○田口(長)委員 具体的許可証の出し方、そんな点を第一に明確にしてもらいたいのでございます。それから第二の問題といたしまして、一應母船及び独航船が合意の上で許可をとつた。とつた後に、おれたちは何々船団に加わつておることはないやだ、こういうやうな人がもし出た場合、これは漁期も非常に切迫しておりますし、そういうことはほとんどないと思ひますけれども、そういう場合も想像されるわけなんです。さやうな場合におきまして、どういう処置で出漁に差しつかえないか、その方法、何かお考えになっておりますれば、一つ明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○伊東政府委員 許可の具体的な出し

方でございすが、これは六項で、省令でいろいろ許可証の交付等について手続を書くと思いますが、たとえば今先生例をあげられました北洋の場合を考えてみますと、北洋の独航船が、どの会社の母船と一体になって自分たちは行くとだというようなことが話がつかぬ限り、その独航船は、独航船としての許可はもらえないわけでございます。どこかの会社の母船というものが、自分が一緒に漁業をする母船がございまして、初めて、その母船の名前がAでありますれば、私伊東という独航船は、Aという母船について漁業に行くというところが、許可面で、A母船と一緒に仕事をやる独航船伊東丸だというような名前を書いた許可証を初めてもらえるわけでありま。でありますので、母船が特定せぬうちには、独航船は許可証はもらえません。

それから、もったあとの問題でございますが、自分はAという母船についていく伊東丸でございますが、伊東丸が、どうもAというものはいまだから、自分は取り消したいというやうな場合には、これは許可を失うわけでございます。独航船としてまず許可を失うてしまひます。その母船と行かぬという事になります。その次に、今度はほかのBならBという母船に行くか行かぬかという問題でございますが、これはBという母船と話し合ひがつかぬうちに、また新しい許可は出せぬという事になりますので、漁期の切迫した事態に、そういうことはまた新しい人等の承諾も要しますし、役所としましては、一回出しました許可をまた取り消します。それは母船を

えれば取り消しになります。また新しい許可を発行するという事は、それは水産行政をやる面からしますと、まずい。混乱を起こすという事になりますので、漁期の切迫した当時において、そういうことは、行政庁としては、またやりたくないというふうに考えまして、先生のおっしゃるような心配が出るような許可は、取り消しをもしますれば、その独航船は、その漁期は行けなくなってしまうというやうな事になってしまふのじやなからうかというふうには私は考えております。

○田口(長)委員 今御答弁になりましたところによりまして、一つの船団として操業する、こういう事につきましては、ほとんど不安がないやうな、さうな感じがいたすのでございします。一方独航船の自主性、許可証の問題はよくわかりました次第でございしますが、独航船について、何か定義をしておられれば、この際明確にしておいてもらいたい。

○伊東政府委員 五十二条に規定いた

しております。五十二条は、船舶によつて行なう漁業であつて、政令で定めるもの、これは指定漁業でございしますが、にあつては、船舶ごとに主務大臣の許可を受けなければならぬ、こうなつて行なうわけでございますが、母船式漁業の場合には、これは母船及び独航船ごとに許可を受けるわけでございます。その中の独航船というものは、母船と一体となつて、当該漁業に従事する独航船その他省令で定める船舶、これは鯨であります、探鯨船とか、そういうものが船についているわけでございます。それから川崎船というものをございしましう。そういうものを

省令で定めるつもりでございすが、要するに母船と一体となつて、当該漁業に従事する独航船、その他の省令で定める船舶をこの法律で独航船等というふうにしまして、母船と一体となつて当該漁業に従事する船、そういうものを「独航船等」ということで法律で規定したわけでございます。これはあくまでやはり母船と一体となつて操業するということに相ならうと思ひます。

○田口(長)委員 独航船の定義といたしましては、大体今の御説明によりまして自主性が保たれておる、かようなことに考える次第でございすが、漁業法改正の途上におきましてもう一つ問題になりましたことは、真珠養殖の許可漁業権の問題であるのでございします。現行法は真珠養殖の許可権につきましては経営者免許、こういう建前をとつておるのでございすが、何ゆゑに真珠養殖業が経営者免許をとつておかなければならぬか、こういうことについて明確な説明を一つお願いいたします。

○伊東政府委員 真珠につきましては、御承知のように現在の法律自体が経営者免許、経験者優先という事になつております。一般の区画漁業の中で特別な区画漁業権、特定区画漁業権、これは団体が管理することはなまぬ漁業権、ノリでありますとか、カキとかいうものがございすが、これと違ひまして、特に経験者優先というふうにいたしました趣旨は、私はこの漁業自身が団体管理の漁業にはまだなじまない性格があるというふうに考えております。と申します理由は、この漁業につきましては、特にこの商品を

考えてみますれば、ほとんど大部分が輸出の商品に相なつております。いろいろ技術的な面その他からいたしまして、団体管理漁業権にいたしますと、これはどうしても零細化といひますか、そういうふうになることを免れませんが、この商品の性格上からいたしますと、かなり資本も要ります。大玉等を作りますには数年もかかる、金融の面も必要ございしましう、さういうやうなことで、やはり商品の性格からしまして、経験者優先ということが今の時点においてはいい。またこの漁業について見ますと、単にその漁業組合の地先の水面だけでこの漁業が終わるのではありません。御承知のように化粧巻でありますとか、あるいは避寒とかいうほかの全然別なところに行きまして、同じ玉の生産工程で点々漁場を何度も変えるというやうな技術的な問題もございします。そういうやうな面からしまして、これを組合の管理という事に今いたしまして、組合員が平等に——どうしてもその結果零細化になりがちでございますが、さういふことから出てきます商品は、商品としてはあまりなじまぬのじやなからうかというふうには考えまして、水産庁としましては、現在の法律の経験者優先という原則をとつたわけでございます。ただし、新規の漁場につきましては、漁業協同組合の自営等につきましては、経験者、たとえば極端な例で申し上げて、一人おりにして新しい漁場ではその漁場の運用を考えていくというやうな例外規定を設けたわけでございますが、従来の漁場につきましては、今申し上げましたやうな現行法のままを

貫いたわけでございます。

○田口(長)委員 ただいまの御答弁によりまして、真珠養殖業というものは四年、五年と非常に長くかかつて初めて一つの商品ができる、かような事情もあるし、非常に資本もかかる、また一区画漁業だけで養殖できないので、化粧巻あるいは避寒漁場を求めてやらなければならぬ、こういうやうな特殊な性質があるの、ほかの団体管理漁業権すなわちくじを引いて漁場を使用する、あるいは順番制で漁場を使用する、こういうやうな区画漁業権には不適当な事業である、こういうやうな見解のようでございますが、その点は私もさう考へるのでございします。ただ問題は、現在利用しております真珠養殖場は、漁業協同組合員あるいは真珠養殖協同組合員、こういう人がすでに免許をとつてやつておる、こういうやうな実情でございしますから、この協同組合の自営によつて真珠養殖ができ、さういふことになりましても、今利用をしておる漁場では組合員がやつておる権利を取り上げて漁業協同組合が自営する漁場を設定しなければならぬ、さういふやうな事情になるのでございしますから、その点非常に無理もありません、今長官からお話がありましたやうに処女漁場、まだだれも漁業権を設定してない漁場、さういふところに対しては、経営者と同じ立場において漁業協同組合の自営を認める、さういふことでございすが、無理がないと思ひます。従来漁業協同組合が自営でやる場合、これは従来もさういふことができておつたわけでございますが、なかなか実行されないで改正漁業法でそれに行はしやうい



○伊東政府委員 今のお話、参議院で

この法律を御審議いただきますときもいろいろ問題が出たわけでございます。実は瀬戸内等でも県によりまして海区の数が違っております。非常に大きな海岸線を持った県もあり、県の名前を言うとなんでございまして、短い海岸線しか持たないという県もございまして、瀬戸内等におきましても各県選出は一人というようなことで実は運営いたしております。今私、委員会を運営いたしまして、瀬戸内で自分の県はもとよけい出せという声は実はまだ聞きませんが、公衆につきましても、先生御指摘のようなことがいろいろあつたことは私も知っております。知っておりますので、一つこの際はこれで発足していただきまして、運営をよく見てもらう。長崎県の方も運営を見ていただき、あの長崎県の海区は、今度おそれる海区の統合をやりますと、あの辺は二つでなく一つになるのではないかといい気もしますが、これはあとこの問題でございます。その辺のところが等々にあわせて、まずあれで運営はしていただきます。そのあとでどういふことになりましか、必要があれば検討いたしたいと思ひますが、現時点では今二人にかわるものとしてこういうこととだという政策は実は持っておりませんが、もう少し先になりまして運営の模様を見まして、そういうことの必要があるかないかというのを判断したいというふうに思っております。

○田口(長)委員 ただいまの問題につ

きましては、地元では事柄を非常に無理にしいられる、そういうような問題があれば長崎県から出ておる委員をやめさせてしまふ、こういうようなことまで考えておるようでございますが、話の場だからそんなばかなことを考えてはいかぬじゃないか、こういうことは言っておりましても、そういうような気持も相当働いておるようでございまして。運用された結果、どうも少し海を広く出したものが非常に大きな犠牲を払うような結果になるといふようなことになりまふというところ、そのままだでは済まないような空気でございまして、その点も一つ水産庁としてよく含んでおいていただいて、そうして運営をよろしくやっていただかなければならぬ、かように考える次第でございます。

ほかに御質問になる方が二、三人おられますのでございまして、その他のことはやめまして、私の質問はこの程度にしておきます。

○小山委員 長代理 玉置一徳君。玉置委員 漁業法改正につきまして若干お尋ねをいたしたいと思ひます。まず最初に漁業法改正調査会の答申と改正案との関係でございますが、今回の改正は御承知の通り漁業法制定以来の根本的な改正をいたしまして、政府におかれましてもさきに法律に基づく漁業制度調査会を設置されて、三年の長月日にかたりまして慎重な審議をされました。これが答申を得た上で改正に着手するなど、非常な御苦労があつたわけでありまして、

〔小山委員長代理退席、委員長着席〕

しかしながら結果的に見ますと、漁業法改正等の提案理由説明にもございまして、答申をいじりまして、これに広く各界の意見を加味してこの法律案をとりまとめたというふうになって

おります。広く各界の代表によりまして構成されて、しかも三年の長月日にかたりまして審議されたはずの調査会の答申が、いかなる理由でしんしゃく程度であつて尊重されるまでに至らなかつたか、今回の改正案にそれほど取り入れられなかつた理由は一体何故にあるか、この点につきましても水産庁の御答弁をいただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 今御質問の点でございますが、私どもは考え方の基礎としていたしましては答申とそう大きな違いはない。たとえば大臣許可の権利化あるいは集中化を防いでいきますとか、あるいは水産協同組合を経済団体としてこれを考えていくという大きな点につきましては、そう違つておらないといふか、非常に尊重してやっておりますものでございまして、一点大きく違ひましたのは真珠の点でございます。そのほか若干違つておるところもございまして、一番大きな違ひは真珠でございます。真珠につきましては、答申では既存の漁場につきましては従来経験者と、一定の資格を持つ漁業協同組合が、自営的になつて管理漁業権をもちえば組合員に使わせるという形でございまして、これを平等の立場で知事さんがごらなれるかというのを考えたいといういじやないかという答申がございまして、それは私どもは法律的にいいいいます。経験者、自分がやる人と、協同組合が管理します場合は自分やらぬわけでございますから、やる人とやらぬ人を平等の立場で勘案するといつてもむづかしいじゃないか、法律的にもこれはどうも疑義があるといふことは、先ほど田口委員からのお話がありまして、真珠につきまして

はその商品の性格からしまして、団体漁業の性格にはまだ現時点ではなっていないというところに考えておりますので、その点につきましては答申とは違つた形の法律案を出したわけでありまして、その他につきましては、それはそう大きな違ひはない、大体答申の精神をくんであるというふうな考えでおる次第でございます。

○玉置委員 次は区画漁業権の更新制度の廃止理由についてであります。田口委員からお尋ねがありました、それぞれ御答弁されましたので触れる必要もないのですが、私の方としても若干重複しますがもう一度伺いたいと思ひます。

現行法におきまして区画漁業権の更新制度を認められたのでありますが、それは現行法制定以来当分の間ということと、この規定が実施されてきたことは事実であります。この点につきましていろいろ小作権の意見がございまして、あるいは永小作権のような考え方をある程度強めたような考え方があるとか、いろいろ法的に考え方がありまして、本米ならば今回の改正によりまして実施に移される段階にきたとも考えられるのでありますけれども、従来からそうでありましたことは、漁場の相互利用目的というふうなことで、一挙に廃止されたその理由が薄弱と申しますか、いろいろな問題がその間に起きているのではないかと、かような思ひます。今お話がありましたように、養殖等の漁業は埋め立てとかいろいろ問題もあると思ふのですが、しかもこれらの埋め立てを実施する者は、多くの場合知事でございます。これが同時に漁業権の免許、許可をする人でも

あるというふうなことで、こういう関係から、関係漁業者の間に更新制度の廃止に對しまして、非常な心配、危惧というものを持っておると思ふので、先ほどお話がありましたが、本制度の廃止に伴ひまして、いろいろな問題が起つて参ります。更新、補償その他につきまして、田口委員の御質疑に、水産庁からお答えがございましたが、ほんとうに漁民が心配のないように、どういふようにおやりになる御決意がございまして、もう一度一つの念のために伺つておきたい、こう思ひます。

○伊東政府委員 御指摘の存続期間の延長の問題でございますが、現在の法律は二十一条に団体管理の漁業権だけにつきまして、経験者優先の真珠その他は延長制度をとつて、附則で当分のうちはその規定を適用しないといふことをしておたわけでございます。今度の改正ではノリとかそういうものだけでなく、この規定を私ども一応とりまして、その五年なら五年きました場合に、その漁場をどういふふうに使つたが、一番いいかというのを検討するといふことをしたわけでございます。ただこの場合には、先ほどのノリとかカキにつきましては、これは法律で一定の資格さえありますれば、漁業協同組合が第一優先順位になるということになつておりますので、ほとんどのものはそこにくぐらうと思ひますが、先生が御指摘になりました知事さんがやはり免許権者である、それから公有水面の埋立法等からも免許する人は知事である。同じ資格の人が免許すると

○伊東政府委員　今の御指摘の点は、これは非常に限定して考えようと思っております。大体の原則としましては、三カ月を下らない期間で申請公示して、それで申請を受けてやっていくというふうなことになるわけでございますが、この例外を作ります場合は、端的に申し上げますと、国際的な理由だけを今考えております。これは省令にはつきり書こうと思うのでございます。たとえば日ソの漁業交渉をやっております。あれは妥結いたしますと、すぐ漁期になって出ていくというふうなことがございます。妥結するまでは一体何万吨になるのかというふうなことが実はわからぬわけでございます。それに基づいて初めて公示

○玉置委員　最後に、海区漁業調整委員の選挙についてですが、その第一に、漁業法の第一条の目的に明らかにされております通り、漁業の民主化をはかることが今度の漁業法改正の大きな理由の一つだと思っています。この役割を演ずるのはもちろん海区調整委員でございしますが、今度の改正でもって大幅に縮小して七十海区、いわゆる一県一海区にされることになっておるわけでございますが、大体具体的にはほんとうにどうされる、七十海区をどういうようにお分けになるのか、これが第一点。

もう一つ最後に、非常に大きな地域の選挙になりますと、従来とかく選挙そのものに、啓蒙にも問題がございました。今度は大きな選挙区に一つずつがなつて参りますが、選挙意識をとかく問題にされるような漁業海区の調整委員の啓蒙その他に対する対策として、政府はどういうふうに考えているか、この三つにつきましてお答えをいただきます。

○伊東政府委員 一番目の海区の数の問題でございますが、現在百二十だっ

それから委員の数が減りまして、予算も減ってしまつて、漁業調整とか漁業民主化に反するのではないかと、御心配でございますが、予算的には、実はそれで浮いてきましたものは、一つの委員会の経費としてよい使用ということで、ことしも調整費は去年よりも減らしております。そういうふうに重点的に使いたいというふうに考えております。

また選挙で出られた人の民主化のいろいろなものの考えに対する認識の問題でございますが、これは実は沿岸漁

午後零時七分散會

誤

[illegible]

三適第

昭和三十七年五月七日印刷

昭和三十七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局